

# 高知県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録に関する事務取扱要領

制定 令和元年12月14日

改正 令和3年10月4日

(趣旨)

**第1条** この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請等)

**第2条** 法第9条第1項の規定により知事に提出する省令別記第1号様式による申請書の提出部数は、正副それぞれ1部とする。

2 法第9条第2項の規定により省令別記第1号様式の申請書に添付する省令第10条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書面は、別記第1号様式によるものとする。

(登録の通知等)

**第3条** 法第10条第3項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録をした旨の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 法第10条第4項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る基準に適合しない旨の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

3 法第10条第5項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録をした旨の市町村の長への通知は、別記第4号様式により行うものとする。

(登録拒否の通知)

**第4条** 法第11条第2項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録を拒否した旨の通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(登録事項等の変更)

**第5条** 法第12条第4項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録事項を変更した旨の市町村の長への通知は、別記第6号様式により行うものとする。

(廃止の届出等)

**第6条** 法第14条第1項の規定による登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止の届出は、別記第7号様式により行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による登録事業の廃止の届出があった場合における法第15条第1項第1号の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録を抹消した旨の市町村の長への通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(指示書)

**第7条** 法第23条の規定に基づく登録事業者への指示は、別記第9号様式により行うものとする。

(登録の取消し)

**第8条** 法第24条第3項の規定による登録を取り消した旨の当該登録事業者であった者への通知は、別記第10号様式により行うものとする。

2 法第24条第1項又は第2項の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録の取消しをした場合における法第15条第1項第2号の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅の登録を抹消した旨の市町村の長への通知は、別記第11号様式により行うものとする。

(委任)

**第9条** この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和3年10月4日から施行する。